

しがいこくじんしみんいんかい
さいたま市外国人市民委員会

だい き ねんど かつどうほうこく
第1期 (2014~2015年度) 活動報告

ねん がつ
2016年3月

しがいこくじんしみんいんかい
さいたま市外国人市民委員会

目 次

1	第1期外国人市民委員会活動状況	1
2	協議内容・意見等	
(1)	第1回さいたま市外国人市民委員会	2
(2)	第2回さいたま市外国人市民委員会	5
(3)	第3回さいたま市外国人市民委員会	10
(4)	第4回さいたま市外国人市民委員会	11
(5)	第5回さいたま市外国人市民委員会	14
(6)	第6回さいたま市外国人市民委員会	18
3	第4期市民懇話会活動報告・意見の総括 進捗状況	22
4	第1期さいたま市外国人市民委員会 「外国人も暮らしやすいコミュニケーション豊かなまちづくりに向けた提言」 別添資料 提言の説明資料	23 24
6	資料	
(1)	さいたま市附属機関等に関する要綱	27
(2)	第1期委員名簿	30

第1期さいたま市外国人市民委員会活動状況

かい 回	にち 日 時	ば 場 所	ない 内 容
だい かい 第1回 いいんかい 委員会	へいせい ねん がつ にち か 平成26年7月29日(火) じ ふん じ ふん 18時30分～20時30分	うらわ 浦和コミュニティセ ンター だい しゅうかいしつ 第6集会室	<ul style="list-style-type: none"> だい き がいこくじんしみんいいんかいかつどうほうしん 第1期外国人市民委員会活動方針について だい き がいこくじんしみんいいんかいぎだい 第1期外国人市民委員会議題について
だい かい 第2回 いいんかい 委員会	へいせい ねん がつ にち げつ 平成26年11月17日(月) じ ふん じ ふん 18時30分～20時30分	うらわ 浦和コミュニティセ ンター だい しゅうかいしつ 第8集会室	<ul style="list-style-type: none"> だい き がいこくじんしみんいいんかいけんとうないよう 第1期外国人市民委員会検討内容について
だい かい 第3回 いいんかい 委員会	へいせい ねん がつ にち すい 平成27年2月25日(水) じ ふん じ ふん 18時30分～20時30分	むさしうらわ 武蔵浦和コミュニテ イセンター だい しゅうかいしつ 第13集会室	<ul style="list-style-type: none"> だい き がいこくじんしみんいいんかいけんとうないよう 第1期外国人市民委員会検討内容について
だい かい 第4回 いいんかい 委員会	へいせい ねん がつ にち げつ 平成27年7月27日(月) じ ふん じ ふん 18時30分～20時30分	むさしうらわ 武蔵浦和コミュニテ イセンター だい しゅうかいしつ 第1集会室	<ul style="list-style-type: none"> だい き がいこくじんしみんいいんかいけんとうないよう 第1期外国人市民委員会検討内容について
だい かい 第5回 いいんかい 委員会	へいせい ねん がつ にち すい 平成27年12月9日(水) じ ふん じ ふん 18時30分～20時30分	うらわ 浦和コミュニティセ ンター だい しゅうかいしつ 第14集会室	<ul style="list-style-type: none"> だい き がいこくじんしみんいいんかいけんとうないよう 第1期外国人市民委員会検討内容について
だい かい 第6回 いいんかい 委員会	へいせい ねん がつ にち すい 平成28年1月27日(水) じ ふん じ ふん 18時30分～20時40分	うらわ 浦和コミュニティセ ンター だい しゅうかいしつ 第8集会室	<ul style="list-style-type: none"> だい き がいこくじんしみんいいんかいていげん あん 第1期外国人市民委員会提言(案)につ いて だい き がいこくじんしみんいいんかいほうこくしょ あん 第1期外国人市民委員会報告書(案)につ いて



2. 協議内容・意見等

(1) 第1回 さいたま市外国人市民委員会 議事録

ア. 開催日時及び場所

- (ア) 日時：平成26年7月29日(火) 午後6時30分～午後8時30分
(イ) 場所：浦和コミュニティセンター 第6集会室

イ. 主な意見内容

(ア) 第1期さいたま市外国人市民委員会提言内容について

◎ 住みやすさ・働きやすさについて

- ・第4期外国人市民懇話会では、「住みやすさ」に焦点があっていたので、今後は「働きやすさ」にフォーカスするのもいいのではないかと
- ・来日後、住むところを探す際に、何を重視したかという通勤しやすさと子供の教育環境の二つだった。こちらにきてからの生活で感じたことは、手続きなどの支援は手厚いように感じるが、日本語を話すことができ、日本の知識もある外国人に対しての行政サービス(例えば、働きたい人への支援など)をもう少し充実させてもよいように思う。

◎ 学齢期の子供への日本語及び教育の支援について

- ・ニーズが多岐に渡っており、焦点を絞ることが難しい。
- ・週2回、半年間、日本語の日常生活についてのサポートがあるが、それでは足りない。
日常生活には支障がないが、学習言語の知識がまだ足りない状況であり、もう少し長期の支援が欲しい。
- ・子供の両親どちらも日本語が話せないというケースがあり、子供を学校に入れる際や他の様々な場面でストレスを感じる人が多い。
日本への赴任の際に、妻子を伴ってることがあり、家族が日本の文化や学校になじめず、ストレスを感じ、帰国してしまうこともある。
- ・一方、日本語はわからなくてもよいから、英語で教育を受けられるところを探している保護者もいる。
- ・市内の小中学校のどこでどういう教育が受けられる、というような一覧表を作りたい。
教育や学校に関する情報が足りないというのが現状。
学校のリストだけでなく、こういうところにこんな先生がいる、などの情報も欲しい。
- ・さいたま市に転入するとまず区役所に住民登録の手続きに行く必要がある。
その際に、

母国語で〇〇で相談できます

〇〇NPO で日本語のサポートが受けられます

母国語で子育ての不安や子供の学校問題を相談できる場所があります
などの社会資源リストを渡してはどうか。広報誌は、日本語が堪能でないと
理解が難しい。

- ・日本の文化や学校システムになじみがない人向けのサポート（最初の半年
など、子供が慣れるまでの期間、日本語を話せない子ども向け特別クラスを作る等）が欲しい。

◎ 公的機関の多言語表記や情報提供の拡充について

- ・多言語対応の労働相談、ハローワークなどがあれば助かる。
 - ・多言語のパンフレットは見かけたことがある。
 - ・英語を含めて4言語を話せる場合でも、市役所に話せる人がいないため意思の疎通に問題が出てきてしまう。フリガナがふってあったとしても、意味がわからないことが多い。
- NPO や NGO の力を借りてはどうか、との話も出たが、予約をとらなければいけないこともあり、本当に必要な時にすぐ対応できないように思える。
- ・ホームページも多言語化されているが、自動翻訳システムによるもののため、意味が分かりにくい。
 - ・外国語を話す相談員がいることもあるが、常駐しているわけではないので、行くといないことが多かった。
 - ・韓国では、病院や市役所などで、外国語の簡単なガイドがある。
→シンプルなガイドブックが区役所の窓口にあるといい。
もしくは指さしで会話できるものなどがあるとありがたい。

◎ これまでの懇話会の提言について

- ・懇話会の提言については、どの程度市政に反映されているのか？

《事務局回答》

これまで、情報をもっと広く周知してほしい
相談窓口を充実させてほしい
窓口・案内等少しずつ多言語化しているが、全ては対応できていないのが現状。
といった提言が出ている。

どういったことを行ったか、を報告書にしている。市ホームページにも掲載している。

世界盆栽大会や東京オリンピックに向けて、今まで以上に多言語表記を進めているところです。

◎ 住居問題について（特に連帯保証人制度について）

- ・関西ではあまりないが、住居を借りる際、国籍・職業にかかわらず保証人を要求される。

- ・外国人以外でも、高齢者でも同様の問題が起きている。
- ・県・市とも不動産を紹介する事業をしている。
- ・上記制度を外国人にも使えるということを周知するため、ステッカーのようなものを作ってもよいのではないかと。
- ・パンフレット等に、「連帯保証人が必要かもしれない」というような記載があるが、それが一番困る。いるのか・いないのかはっきりしてくれれば、もっと探しやすくなる。
- ・保証人は、日本人でないとダメ、家族でないとダメ、といったしぼりがある。これは差別ではないのか？
- ・外国人の居住者という点と、短期滞在と認識されているように感じる。長期に滞在し、子育てをしている人も出てきている、という視点が欠けているのではないかと。
- ・長期滞在者に対してしっかりと支援ができれば、その人たちを通じて、さらに外国人を呼び込むことも可能になるし、いろいろな交流が深まると思う。

◎ その他

- ・ある地域に住んで、そこが住みやすいと感じたら、そのファンになってしまう。そうすると、その人が発信する情報によりさらに外国人が集まる。
その人は、自治体など地域に何かしら支援をもらうことになるが、その人が地域に貢献したいと思っても、そのルート、方法がわからない。余裕がでてくれば、地域とつながることをしてみたいという気持ちは皆持っているのではないかと。
- ・それこそがまさに多文化共生である。片方からもらうのではなく、お互いに助けあうことが大事だと思う。
- ・外国籍の子供に、日本の文化だけでなく、自分の親のルーツや文化の両方を教えていくことも大事ではないかと。

(イ) その他

- ・8月30日開催の「さいたま市防災訓練・防災FAIR」についての説明と募集を行いました。



(2) 第2回さいたま市外国人市民委員会 議事録

ア. 開催日時及び場所

- (ア) 日時：平成26年11月17日(月) 午後6時30分～午後8時30分
 (イ) 場所：浦和コミュニティセンター 第8集会室

イ. 主な意見内容

- (ア) 第1期さいたま市外国人市民委員会提言内容について

提言していくテーマとしては、以下3つの案が提案された。

テーマ① 働きやすさについて

テーマ② 外国人家族に対する日本語と教育の支援

テーマ③ 多言語表記と情報提供の拡充

<テーマ① 働きやすさについて>

～外国人が長期滞在・短期滞在問わず働きやすくしていくにはどうすればよいか～

- ・日本での就労状況について

以前は日本語が話せないと雇用してもらえなかったが、今は働く人が不足している。

状況により、日本語ができなくても仕事が見つかるようになっている。また、サービ

スを受ける側が以前よりも、日本語ができなくても受け入れてくれるようになった気がする。

日本人労働者は数が足りなく、皆大変な状況で働いている。外国人労働者を投入することで、楽になる面もあるのではないかな。

・漢字などについて

ひらがな、カタカナであれば読めるが、漢字は簡単なもののみ、または理解に時間がかかるため、教えてもらうことや時間に余裕を持って対応して欲しい。

英語話者だと日本語がわからなくてもよいと言われるのに、アジアの言語を母語としている場合、日本語で記載された資料を渡されるなど、外国人労働者でも言語などにより、違う対応をされることもある。

・ワークスタイルなどについて

例えば朝9時から夕方までの勤務体系の場合、ただ単にそこにいるだけに感じられ、外国人にとっては物足りない、自分の力を発揮できないと感じることもある。

自分にあった仕事ができるか、自分の力を発揮できる仕事内容か、そのような環境を与えられるかを重視する人も多い。

・労働制度などのシステム面

雇用のルールや働くことに伴う社会保障制度が分かりにくい。多言語でしっかり、分かりやすく説明したものがないので、外国から来た時に情報不足を感じる。

・ハローワークや相談窓口について

いわゆる高度人材が多数来日しているが、その人のニーズにあった専門性の高い仕事の相談窓口などは、どの自治体にもない。そのような窓口があれば、優秀な人材が多くその街に住むようになるかもしれない。

ハローワークなどでも、もう少し、専門的な相談窓口があるとよい。

相談窓口で、外国人のニーズを理解できる人がいるかどうか、そのようなニーズに対応出来るかが重要。仕事を見つける、仕事をする上でのアドバイスがもらえるとよい。

・情報提供について

ハローワーク以外に外国人向けの就職やアルバイトなどの情報発信があればよいと思う。

・昇給などについて

外国人は日本人の様に昇給できていない。地域事情ではなく、日本の企業文化とし

て、平等でない点があるように感じる。

- ・地域の活性化の原動力として

外国籍の住民が地域社会をより活性化させる原動力、パワーの一つとなる視点を持つべきだと思う。

<テーマ② 外国人家族に対する日本語と教育の支援>

- ・教育に関する現状（委員より）

外国人の定住化と長期滞在が進み、二世、三世が増えてきている。

子供たちの初期日本語教育が足りない状況である。

子どもは言葉が出来ないと友達作りに支障を生じるとともに、エネルギーを発散できなくなり、心の問題を抱えたり、不登校になってしまうという事例の報告がある。

日本人の子供は民間の塾などに行けるが、外国人の子供は居場所が全くない。

学校に行けないと、家にいるか、自分の国に帰らざるを得ない。

日本語を勉強途中の外国人の子供の居場所としては公立中学校、公立高校、夜間

中学校、日本語専門学校、そして援助ボランティア団体などがある。

日本語学校は大人向け(高校生以上のことも)が多く、中学生以下の子供を受け入れてもらえない。最後の砦となる夜間中学校は埼玉県内になく、東京まで通わざるを得ない状況である。

地域によっては、教会も居場所の提供という役割を担っているようである。

- ・高校入試について

都道府県によって公立高校の受験の仕組みが異なっており、統一性に欠けているように感じる。

高校進学ガイダンスだけでは情報が足りない。このことはさいたまだけではなく、

全国的に抱えている一つの課題である。

- ・ルーツに関する教育

外国籍の子供の親のルーツや母国の文化が尊重される教育も推進していきたい。

- ・子供同士の交流

コミュニティ同士、子供同士で助け合うことも大事である。

様々なコミュニティ同士の子供が遊ぶことにより、孤立を防ぐことができる。

同じ文化の子供がいればその子供たちが話し合え、その中で日本語がうまい外国人の子供がい

れば交流も出来るといった、一石多鳥のような場所を作るのも良いと思う。

自由参加という形で、場所だけを提供する。例えば、子供なら一緒にゲームなどをしてコミュニケーションをとっていければ、自然に楽しく遊べるようになるのではないかな。これにより、様々な問題も自然に解決出来るかもしれない。

・アメリカの学校の例

アメリカでは移民が多いため、英語ができない生徒向けに予備クラス（英語を学び早く普通クラスに入るための特別クラス）がある。

・その他の意見

教育支援の方法によってはグローバル人材となり、日本と自国の架け橋となる人材になる可能性があり、これまで以上に手厚く支援すべきである。

さいたま市は大都市であるのに、夜間中学校が一か所もないことは、問題ではないかな。

日本語を勉強途中の子供向けの予備クラスがあればよいが、それが難しい場合は夜間中学校を作りたい。とても大変だとは思いますが、それができるだけ多くの子供が助かるので、是非実現してほしい。

<テーマ③ 多言語表記の充実と拡充 >

・標識・看板等の設置について

オリンピックなどのイベントの開催に向けて、標識などは設置しやすくなるようだが、イベントに関係のない所では、あまり設置が進んでいない。

・ホームページの多言語化について

ホームページの多言語化は、自動翻訳機能の場合、意味が通じないことが多々ある。

・外国語表記の誤りについて

外国語表記に誤りが多く、間違いはとても目立つ。

よく考えれば意味がわかるが、緊急時にはその余裕はないので改善してほしい。

どのような仕組みで誤表記となるかを知りたい。

表記を変更する場合、外国語の単語の使い方から再度調べることとなり、準備は大変であるが、さいたま市には専門学校や大学があり、それらのボランティアと協働してみてもどうか。留学生は、ボランティアの仕事を希望しており、一緒に実施してみるとよいのではないかな。それほど時間はかからないと思う。

また、多言語での表現に誤りがある場合は、知らせる場所を知りたい。

・南アフリカでの事例

南アフリカでは住む地域に応じて18の国内言語があり、1人で4言語話せる人が大半である。様々な場所で表記誤りが多く発生したため、ホットラインを作り市民が通報できる制度がある。とても早く直せるとのこと。

・韓国での事例

2002年のワールドカップの際に、ソウル市とKORAIL（日本のJRに相当）が連携し、主な駅などで英語・中国語・日本語の言語ごとにアナウンスがされ、定着している。

東京オリンピックに向けて、さいたまでもJRと連携して同じような対応ができないか。

・観光の拠点として

国際観光都市に向けて、多言語表記の拡充や、誤った表記や情報の修正・更新をしつつ、国際観光をどのようにして発展させるかについて考えていきたい。

・その他

海外に行き、一番気になるものは乗り物と食べ物。

日本語が出来ても、バスへ乗るのは怖い。電車は分かりやすいが、バスは情報が少ないため難しい。

飲食店のメニューは全部日本語で書いてあるため、注文に勇気が必要。そのため、外に模型がある店ばかり入ることになる。

食べ物と乗り物は、もう少し外国語の表記があれば、さらに住みやすくなると思う。

(イ) その他の意見

・日本社会で感じる壁

言葉の壁があり、また、どのようにしたら社会に溶け込んでいけるのかがわからない。

地域からサポートを受ける話が多いが、外国人側としても出来る事を手伝い、仕事を通してつながりを大切にしたい。しかし、外国人側にこのような意向があっても、日本社会もしくはコミュニティ側に活用していこうという考えがあるのかが気になる。

・住居問題について

保証人を要求される。

中国人は中華料理を作るため、部屋が汚れるからと断られたケースがある。（関西地方）

・観光地としてのさいたま市について

東京オリンピックに向けた国際都市として、中華街や川越の観光スポットなどのような仕掛け

や名所が必要ではないか。

観光案内のマップや紹介ちらし、パンフレットなどさいたまの観光名所を入れてみてはどうか。
国際フェスティバルなど、外国人の為のイベントをさらに盛り上げていくのも良いのではないか。
どこかに観光拠点をつくるのが難しくても、イベントをより充実させることで、地域に人を呼び込むことができると思う。

(3) 第3回さいたま市外国人市民委員会 議事録

ア. 開催日時及び場所

(ア) 日時：平成27年2月25日(水) 午後6時30分～午後8時30分

(イ) 場所：武蔵浦和コミュニティセンター 第13集会室

イ. 主な意見内容

- ・第1期さいたま市外国人市民委員会提言内容について

第2回委員会におけるテーマを見直し、今後、下記の4つのテーマについて意見をまとめていくこととなった。

テーマ① 働きやすさについて

テーマ② 外国人家族に対する日本語と教育の支援について

テーマ③ 住みやすさについて

テーマ④ 日本人と外国人の相互理解の促進について

[テーマ選定の際に出た意見]

- ・労働保険等の仕組みや雇用のルールなど、外国籍の人にとってはなじみがなく、仕組みが分からないために問題に直面してしまうことが多い。
- ・母国語で安心して相談できる場所が少ない。母国語でなくても、英語などで日常生活でのトラブルなどを気軽に相談できる場所・制度を作りたい。
- ・他市では、外国人向けにメーリングサービスを行っているところがある。さいたま市でも、教育分野ではそういったサービスがある。

「外国人家族に対する日本語と教育の支援」についての意見

- ・外国人2世やそれ以降の世代の教育はとても重要なものである。
 - ・公立高校に、入学の際に外国人枠を作りたい。
- (注：埼玉県内6つの高校に外国人特別選抜という制度があります)
- ・外国人の子供を、地域に住んでいる留学生にサポートしてもらってはどうか。

- ・幼稚園や小学校など、小さいうちから子供同士に交流させると良い。積極的にそういった場を提
供、作るべきである。

さらに、観光に関しての意見として、下記のようなものがあった。

- ・テレビなどを見ていると、ありふれた観光ルートではなく、インターネットの情報を基にテーマを
絞った観光をしている外国人が多いようだ。そういったニーズにも対応できるモデルコースを作っ
てみてはどうだろうか。

たとえば大宮盆栽や鉄道博物館、サッカーにちなむものが良いと思う。

- ・大宮の天沼の田圃を含む見沼田圃地域は、もっとPRされても良いように思う。
- ・観光パンフレットなどについては、分厚いしっかりとしたものを見かけるが、外国人に利用しやす
いような、簡略化したもの・多言語化したものがあると助かる。

そういったものを、ホテルや駅、店頭においてあるとよい。

(4) 第4回さいたま市外国人市民委員会 議事録

ア. 開催日時及び場所

(ア) 日時：平成27年7月27日(月) 午後6時30分～午後8時30分

(イ) 場所：武蔵浦和コミュニティセンター 第1集会室

イ. 主な意見内容

- ・第1期さいたま市外国人市民委員会提言内容について

第3回委員会において選定された以下のテーマのうち、①②について具体的な意見をいただく。

テーマ① 働きやすさについて

テーマ② 外国人家族に対する日本語と教育の支援について

テーマ③ 住みやすさについて

テーマ④ 日本人と外国人の相互理解の促進について

<テーマ① 働きやすさ 『ハラスメント』について>

まとめ 外国人を採用する企業等は、丁寧なオリエンテーションを実施し、日本の職場での慣習、
日本で起こりやすいハラスメントを例示したような資料や困ったときの相談先一覧等
を、採用して間もない時期に渡すようさいたま市から働きかけてはどうか？

(それぞれの意見)

- ・職場での『ハラスメント』に関するパンフレットがほしい。

- ・外国人女性にとっては大変だと思う。
- ・色々なケースがあり、ハラスメントにあたるか否か境目が難しい。大学生や高校生にとっても大切。
- ・日本人の新入社員に対してなされるようなハラスメントの講習を外国人労働者は受けていないのではないかな。
- ・被害者はどこへ連絡すればよいか分からない。部署も分からない。
- ・タブーの判断基準が分からない。
- ・周りの人は気が付かないが、本人はハラスメントと感じていることがある。
- ・文化ハラスメントもある。
- ・外国籍の人は、職場で孤立しているパターンが多い。相談に行ける窓口がないところで働いている人も多い。
- ・経験の違いから起こる誤解もある。
- ・労働にまつわる問題については、解決するための場所が、ハローワークなのか、労働局なのか分からないので、手引きが必要と思う。適切な相談場所が見つければ、解決するケースがある。
- ・日本語で伝えても理解できない上司がいる。外国人の気持ちも分からない。外国人の気持ちを受け止める人が必要。気持ちを受け取ってくれないと、いじめや差別と感じる。コミュニケーションがかなり重要。同じ仕事をしていても、気持ちを受け止める上司が否かで全く違う仕事をしているような状況になる。
- ・社会のしくみの問題。外国人を職場に受け入れる手引きが必要。また、職場環境として、外国人の同僚を受け入れる意識啓発が必要。雇う側の準備も必要。出身国が英語圏か非英語圏かによって差別の程度や内容も異なる。
- ・外国人も理解を深める必要がある。日本人もハラスメント問題はあろうと思うので、特に外国人は理解に要する時間が必要だと思う。

<テーマ① 働きやすさ 『非永住外国人のビザの問題』について>

まとめ 非永住外国人は特に不安が大きいので、職場に手続きに詳しい人を配置するのはどうか。また、外国人を雇用する企業は、外国人にオリエンテーションを実施し、雇用条件等についてインフォメーションを渡すのはどうか。

(それぞれの意見)

- ・ビザの問題で心配しながら仕事をしていると、そういう時に事故が起こる傾向がある。
- ・外国人を採用する店や会社へ区役所等から留意点や相談場所等をまとめたインフォメーションを渡したらどうか。外国人は、採用する側から困ったら相談できる相談場所をインフォメーションとして渡されたら安心する。
- ・職場から、休暇の詳細について間違った情報をもらったため、使用したいときに、使用

できなかった経験がある。オリエンテーション時に雇用に関するインフォメーションがあればよかった。

- ・職場に様々な情報があれば働きやすい。職場以外のところへ情報を取りに行くことは困難。
- ・職場ではオリエンテーションを日本人以上に丁寧に説明をしてほしい。
- ・職場における留意点等をマニュアル化するとよい。
- ・外国人が直接入管から連絡があった時にどう対応するかが重要。労働中に怪我したら、どうしたらよいか、職場に詳しい方がいるとよい。

<テーマ② 外国人家族に対する日本語と教育の支援について>

まとめ 日本語を学ぶ場の提供は、日本語の勉強だけでなく、相互理解につながるため引き続き継続していただきたい。外国から来日したばかりの子供が無料で行くことのできる公民館のような場所を引き続き運営していただきたい。

(それぞれの意見)

- ・現在金曜に大宮区役所で無料で日本語を勉強している。
(※毎回場所が変わるとの苦情があったが、一年前から事前予約をしているため、直前に変わるのにはよほどの理由があったと思われる点を伝え、チラシの参照を勧める。)
- ・上記日本語教室では大変お世話になり、有料(500円くらい)でもいいから今後も継続してほしい。
- ・埼玉大学にも日本語教室があったが、2006年に無くなってしまった。30人くらい受講していた。
- ・日本語教室は、日本語の勉強だけでなく、日本の文化・習慣や相互理解にもつながる。
- ・神戸の国際交流センターでは、理事長がお酒とごはんを用意してくれて、場を提供してくれた。場が大切と考える。
- ・外国から来日したばかりの子供が無料で行くことのできる公民館のようなところが少なくなっていると思う。学校も、みんなが日本語のみしか話していない。
- ・幼稚園インターナショナルで英語を覚えたとしても、普通の公立小学校に入学すると、英語の活用がなくなり、日本語しか話さなくなる。

・(補足：事務局より連絡)

前回の第3回外国人市民委員会において、埼玉県立高校に入学する際に外国人枠を作つてほしいとの意見があり、事務局で調べた結果をお伝えする。

→平成27年度埼玉県立高校で外国人特別選抜という制度の実施校は、

岩槻、草加南、南陵、深谷第一、和光国際及び蕨の6校。

そのうち、さいたま市内は、岩槻高校。

にゅうがくしけんは、すうがく、えいご、めんせつ。
入学試験は、数学、英語、面接。



（5）第5回さいたま市外国人市民委員会 議事録

ア. 開催日時及び場所

（ア）日時：平成27年12月9日（水） 午後6時30分～午後8時30分

（イ）場所：浦和コミュニティセンター 第14集会室

イ. 主な意見内容

- ・第1期さいたま市外国人市民委員会提言内容について

第3回委員会において選定された以下のテーマのうち、③④について具体的な意見をいただく。

テーマ① 働きやすさについて

テーマ② 外国人家族に対する日本語と教育の支援について

テーマ③ 住みやすさについて

テーマ④ 日本人と外国人の相互理解の促進について

<テーマ③住みやすさ 『税金に関する資料』について>

まとめ 日本の課税システムについて、就職するときに、簡単なオリエンテーションがあると良い。また、外国人のための分かりやすい資料を作成してほしい。

（それぞれの意見）

- 税金の仕組みが分からない。
- 二十数年滞在しているが分からないので、外国人のための分かりやすい資料を作成してほしい。
- 長期滞在者及び短期滞在者、それぞれ仕事をしている人にとっては、必要な知識だと思う。
- 納税義務者の区分には、永住者と非永住者の区分があり、課税の適用が異なっている。
- 日本の課税システムは、外国に存在する財産については、特に課税されない。
- 国の税に係る資料は英語で存在するが、他の資料と同様に、仕組みや課税理由を知るには、別の専門的な知識が必要である。
- 国策に係る減税が分かると得をすることもあある。
- 職場でも年末調整等があるため、会社に入るときに、簡単な説明があると良い。
- 会社でガイダンスが無いので、例えば、他の収入がある場合どうすべきか等、自分で調べないと分からない。
- 日本と母国との課税の兼ね合いが日本側の資料で分かると良い。
- 円安と円高の為替変動で随分課税金額が変わる。
- 外国人でも日本が全世界へ課税していることを知らない人が多い。

<テーマ③住みやすさ 『公文書の外国語での発行』について>

まとめ 住民票等の公文書を外国人に外国語で発行してほしい。

(それぞれの意見)

- 昔消した外国の戸籍を回復するために「外国人登録原票」が必要なため、法務省から取り寄せ、自分で翻訳をし、大宮の公証役場へ行くが、地方の公証役場では公印確認の権限が無いとのことで、外務省に行く必要が生じた。ただ外務省ではおそらく自分で訳した私文書には公印は押印することができないと言われるのではないかとおもうところ。東京23区の公証役場であれば、その権限があると聞いた。また翻訳についても、翻訳リスト者から選んで翻訳してもらわないとまらないかもしれない。大変面倒で、手続きが複雑である。
- 子供が日本国籍だが、日本人が日本に居住している証明に苦労した経験がある。
- 両親が外国籍のため、子供は日本国籍が無いが、外国籍を確認するために日本に生まれた書類が必要であった時に、市役所から取得した日本語の住民票では足りなかった経験がある。
- なぜ、区役所で外国語の住民票が提供できないのか。難しくないはずではないか。
- 公証役場で1万2千円も払った。
- 住民票の写しについては、住基カードがあれば、機械を利用して取得できるので、少々便利になったが、それでも日本語での表記となっている。
- 居住者証明についても、昼間税務署へ行き取得し、さらに外国語へ翻訳する必要がある。

もう少し簡単にできないかと思う。

<テーマ③住みやすさ 『家を借りる場合等』について>

まとめ 大家さんとコミュニケーションを密にし、契約書をよく読むようにする。

(それぞれの意見)

- ・ 普通は家賃を払っていただければ追い出されないとはいえませんが、年をとった外国人がマンションから追い出されるという話を聞いた。家賃が払えないからではなく、借主が亡くなった場合は、物件の評判に影響するからだと言った。日本にかぎった話ではないが、日本は少々反応が過敏な気がする。
- ・ 借りていた大家さんから、その物件を売りたいから買いませんか、と相談され、プレッシャーを感じた。まだ購入できる状況ではなかったのに、大家さんが売りたいなら、出てあげないといけないと感じ、次を探して、たまたま次の物件が見つかったから引越しをした。
- ・ 年寄りだから追い出されるというケースはあまり聞いたことがないので、コミュニケーションの問題なのではないかと思う。
- ・ 部屋の使い方によっては契約を嫌がられるということを知ったことがある。
- ・ 長く住んでいると、昔のままの契約で、家賃が安いから、一旦リセットしたい気持ちがあるのではないかと。
- ・ 外国人によくあるが、契約書を読まずに契約してしまい、ルールを無視している場合がある。まずは、契約書をよく読む必要がある。住居のことは、いつまでも注意を払う必要がある。
- ・ 住まいを探すとき、不動産屋が日本人用と外国人用に分かれている。外国人は一生懸命日本語を勉強して、日本社会に入りたいが、外国人対象の不動産屋に案内されることが不満である。また、普通の不動産屋に比べて、登録されている物件数が少ない。
- ・ 昔は外国人対象の不動産屋が多かったが、最近は少なくなってきている。
- ・ 良い点もあり、スタッフが外国語ができるということ。
- ・ 家族が増えると家賃が上がるということを知ったことがある。日本人の友達からは聞かないのに、外国人の友達から聞く。居住人数が増えると火災保険が上がることは事実だが、その理由で家賃が上がることはないと思う。

<テーマ③住みやすさ 『自然災害後の定期的な情報発信』について>

まとめ 後遺症が残る問題については、絶えず情報を提供してほしい。

(それぞれの意見)

- ・ 原発の問題だが、放射能汚染について、パンフレットがほしい。
- ・ 日本語でも情報が無い。

- ・^{しんじつ}真実と^{みわ}デマを見分けることができない。
- ・^{かいがい}海外への^{えいきょう}影響の^{じょうほう}情報もある。
- ・^{のうさんぶつ}農産物への^{えいきょう}影響も^{しんぱい}心配がある。
- ・^{じつさい}実際のところ、^{おせん}汚染レベルについては、^わ分からないのではないか。
- ・^{かがく}化学^{おせんもんだい}汚染問題はなかなか^{しゃかい}社会に出でこない。
- ・^{さいしょ}最初は騒ぐが、^{だんだんじょうほう}段々情報が^で出てこなくなる。PM2.5による^{くうき}空気の問題も^{どうよう}同様である。そういう^{じょうほう}情報も^{ほしい}ほしい。時々^{ときどき}テレビで^{がいしゅつ}外出しないようにとの^{ちゅういほう}注意報は^{なが}流れている。

＜テーマ④^{にほんじん}日本人と^{がいこくじん}外国人の^{そうごりかい}相互理解について『^{えんせき}宴席での^{しゅうきょう}コミュニケーション、^{そうほうこう}宗教、^{じょうほうはっしん}双方向の^{じょうほうはっしん}情報発信、^{じょうほう}ボランティア情報』について＞

まとめ ^{にほん}日本の^{かい}飲み会は、^{そうごりかい}相互理解の^{ぜっごう}絶好の^{きかい}機会なのではないか。また、さいたま市へ^す住んでいる^{がいこくじん}外国人が何を^{なに}考えているか、^{かんが}外国人^{がいこくじん}目線でさいたま市へ^{じょうほうはっしん}情報発信するの^よも良いのではないか。

(それぞれの意見)

- ・^の飲み会に行かないと^{まわり}まわりとの^{にんげんかんけい}人間関係が^{うま}上手くいかないことがある。
- ・^の飲み会は^{コミュニケーション}コミュニケーションのために、^{たま}たまに行っている。
- ・^{お酒}お酒を^の飲まなくても、^い居ることが^{じゅうよう}重要なので、^{ほか}他の^{わか}若い^{がいこくじん}外国人には^い行くように^{じょうげん}助言している。^{がいこくじん}外国人が^と溶け込む^{どりよく}努力も^{ひつよう}必要である。
- ・^{コミュニケーション}コミュニケーション手段として、^{これ}これこそ^{そうごりかい}相互理解かもしれない。
- ・^{がいこくじん}外国人の^{こども}子供を持つ^{ははおや}母親に対する^{えいご}英語^{インフォメーション}インフォメーションが^{ほしい}ほしい。^{すみだく}墨田区では、‘What’s going on in the city’ という^{えいご}英語での^{じょうほうし}情報誌を^{さくせい}作成して^{いて}いて、^{たいへん}大変^よ良い。さいたま市でも^{さくせい}作成して^{ほしい}ほしい。^{わたし}私達は^{ほんやく}翻訳できる^{ので}、^{さくせい}作成する^{なら}なら^{きょうりよく}協力^{できる}できる^{と思}思います。
- ・^{たい}対^{にほんじん}日本人にも、^{がいこくじん}外国人が^{へんしゅうしゃ}編集者^{とな}なって、^{じょうほう}情報^{はっしん}を発信するのは^{どうか}どうか。その^{ちいき}地域の^{がいこく}外国人が^{なに}何を^{かんが}考えているか、^{はっしん}発信するの^もも^{いい}いい^{と思}思う。^{ちらし}チラシに^{いんさつ}印刷して、^{くやくしょ}区役所に^お置くの^よも^{いい}いい。これは、^{そうごりかい}相互理解かもしれない。
- ・さいたま市報での^{えいご}英語^{インフォメーション}インフォメーションの^{きじ}記事は¹1ページのみ。^{えいご}英語で^{きざい}記載してあるのに、^と問い合わせ^先先が「japanese only」となっているのは^{むじゅん}矛盾している。
- ・^{くやくしょ}区役所には^{がいこくじん}外国人^{スタッフ}スタッフが^いいないが、^{ひつよう}必要ではないか^{と思}思う。^{ボランティア}ボランティアを^つ募っても^よ良いのではないか。
- ・²⁰²⁰2020年の^{とうきょう}東京^{オリンピック}オリンピックに向けて、^{とうきょう}東京では、^{いんしょくてん}飲食店の^{メニュー}メニュー等を^{がいこくご}外国語へ^{やく}訳している^{そうで}、さいたま市でも^{ボランティア}ボランティア^{ぼしゅう}募集をしては^{どうか}どうか。^{おおい}大きい^{レストラン}レストランなどは^{つうやく}通訳が^いいるかもしれないが、^{ちい}小さい^{レストラン}レストランは、^{じょうほう}そういう^{ボランティア}ボランティアシステムが^{あれば}あれば^{かつよう}活用する^{かもしれない}かもしれない。^{ネット}ネット^上上に^{あげ}あげれば^{マッチング}マッチングする^{のではない}のではないか。
- ・^{じはつてき}自発的な^{グループ}グループの^{じょうほうはっしん}情報発信も^{そうごりかい}相互理解には^{じゅうよう}重要だ^{と思}思う。^{にほんじん}日本人のみの^{グループ}グループだが、^{「Urawa English Speaking Society」}「Urawa English Speaking Society」では、^{えいご}英語の^{べんきょう}勉強を^ししながら、^{えいご}英語^{けんぶん}圏文化の^{りかい}理解を

ふか
深めている。

- 例^{たと}え^ば、最^{さい}近^{きん}アメリ^あカ^かのイスラ^いム^む教^{きやう}徒^と受^う入^い拒^{きやう}否^とというトランプ^{とらんぷ}氏^しの件^{けん}にもあるように、宗^{しゆう}教^{きやう}については、難^{むづか}しい。他^た宗^{しゆう}教^{きやう}への理^り解^{かい}は、その宗^{しゆう}教^{きやう}を信^{しん}仰^{かう}している友^{とも}達^{だつ}等^{とう}を通^{つう}じ^て理^り解^{かい}する場^{ばい}合^あが多^{おほ}いと思^{おも}われるので、な^なか^なか交^{かう}流^{りゆう}する機^き会^{かい}がな^ない場^{ばい}合^あは、他^た宗^{しゆう}教^{きやう}への理^り解^{かい}は難^{むづか}しいと思^{おも}う。

(6) 第6回さいたま市外国人市民委員会 議事録

ア. 開催日時及び場所

(ア) 日時：平成28年1月27日(水) 午後6時30分～午後8時30分

(イ) 場所：浦和コミュニティセンター 第8集会室

イ. 主な意見内容

(ア) 第1期さいたま市外国人市民委員会提言内容について

① 「働きやすさ1－(1)について」

- フランスでは、雇用時には契約書を取り交^かわし、契約書を見れば勤務時間等雇用に係^{かか}ること^{こと}がすべて記載してある。「契約書を渡す」ということを明記^{めい}してほ^ほしい。
- (案)に記載してある「雇用に係^{かか}る情^{じやう}報^{ほう}提^{てい}供^{きやう}」の部^ぶ分^{ぶん}に「契約書」も含^{ふく}ま^まれると解^{かい}釈^{しゃく}でき^きるが、「採^{さい}用^{よう}時^じの契^{けい}約^{やく}にか^かかる説^{せつ}明^{めい}を^をし^しっ^かり^り行^{おこな}っ^てほ^ほしい」という表^{ひやう}現^{げん}も加^{くわ}え^えるとい^いうこ^こと^とで^でど^どう^うか。
- この「働^{はたら}き^{やす}さ」とい^いう部^ぶ分^{ぶん}の提^{てい}言^{げん}は、経^{けい}済^ぎ局^{きよく}の勞^{ろう}働^{どう}に^に関^{かん}する所^{しょ}管^{かん}から、外^{がい}国^{こく}人^{じん}を雇^こ用^{よう}し^して^てい^いる企^き業^{ぎやう}へ周^{しゅう}知^ちするの^のか。
→ (事^じ務^む局^{きよく}) さ^{さい}い^{たま}市^し内^{ない}の全^{ぜん}企^き業^{ぎやう}が外^{がい}国^{こく}人^{じん}を雇^こ用^{よう}する可^か能^{のう}性^{せい}が^があ^あるた^ため、全^{ぜん}企^き業^{ぎやう}へさ^{さい}い^{たま}市^しの関^{かん}係^{けい}所^{しょ}管^{かん}から依^い頼^{らい}して^てい^いく予^よ定^{てい}。
- さ^{さい}い^{たま}市^しと^として^{して}は、市^し報^{ほう}等^{とう}で雇^こ用^{よう}主^{ぬし}へ広^{こう}報^{ほう}して^てい^いく^くの^のか。
→ (事^じ務^む局^{きよく}) そ^それ^れも^も一^{ひと}つ^つの^の方^{ほう}法^{ほう}だ^だと^と思^{おも}う。各^{かく}関^{かん}係^{けい}所^{しょ}管^{かん}が工^{くわ}夫^ふして^て実^{じつ}施^しして^てい^いく。

② 「働きやすさ1－(2)について」

- 韓^{かん}国^{こく}では、ハローワークに行^いく^くと外^{がい}国^{こく}人^{じん}のた^ため^めのブ^ぶース^すが^があ^あり、こ^ここへ行^いけ^けば、家^{いえ}、学^{がく}校^{こう}等^{とう}の^のす^すべ^べて^て基^き本^{ほん}的^{てき}情^{じやう}報^{ほう}が得^えら^られる仕^し組^{ぐみ}に^にな^なっ^てい^いる。日^に本^{ほん}では、ま^まず日^に本^{ほん}語^ごを勉^{べん}強^{きやう}して、そ^その^の後^ご日^に本^{ほん}人^{じん}が探^{さが}すよ^ように^に仕^し事^{ごと}を^を探^{さが}した^たので、大^{たい}変^{へん}時^じ間^{かん}が^がか^かか^かった。さ^{さい}い^{たま}市^しにもこ^この^のよ^よう^うな^な窓^{まど}口^{ぐち}が^があ^あると^と良^よい。
- 今^{いま}の^の意^い見^{けん}は^は大^{たい}変^{へん}大^{だい}事^{だい}だ^だと^と思^{おも}う。4－(2)にも^も深^{ふか}く^く関^{かん}わ^わる^る問^{もん}題^{だい}。相^{そう}互^ご的^{てき}に^に相^{そう}談^{だん}でき^きる場^{ばい}所^{じやう}が^があ^あると^と良^よい。様^よ々^ざな^なこ^こと^とを^を相^{そう}談^{だん}でき^きる交^{こう}通^{つう}整^{せい}理^りを^をし^して^てく^くれ^れる場^{ばい}所^{じやう}が^があ^あると^と良^よい。一^{ひと}つ^つの^の場^{ばい}所^{じやう}で^で何^{なん}でも^も相^{そう}談^{だん}でき^きる場^{ばい}所^{じやう}が^が必^{ひつ}要^{よう}。
- 4－(2)の^の表^{ひやう}現^{げん}を「多^た機^き能^{のう}な^な相^{そう}談^{だん}窓^{まど}口^{ぐち}の^の設^{せつ}置^ち」とい^いう文^{もん}言^{ごん}を^を加^{くわ}え、「多^た機^き能^{のう}な^な相^{そう}談^{だん}窓^{まど}口^{ぐち}を^を設^{せつ}

- 置して、生活や学習などの社会資源を、分かりやすくまとめた情報を提供してください」と記載してはどうか。
- 企業は、まず外国人を雇用するにはどうしたら良いかという点を勉強してほしい。
→1-(1)を広く解釈すると、その勉強なしでは、情報提供はできないので、前提としてあると思う。
 - さいたま市(日本)は、住みやすいが、働きにくい。良くしようと思っ意見しているのに、会議で意見すると、うるさいということになってしまう。

③「外国人家族に対する日本語と教育の支援2-(1)について」

- ボランティア団体が多くあって良いと思う。
- 「相互理解につながる日本語を学ぶ場」をもっと具体的に記載してほしい。
- 「相互理解」を「多文化理解」へ修正するのはどうか。

④「外国人家族に対する日本語と教育の支援2-(2)について」

- この表現で良いと思う。

⑤「住みやすさ3-(1)について」

- 他国に果たしてこんなことを実施している国はあるのか。せめて「外国語」を「英語」に修正してはどうか。
- 公文書を英語で発行してもらっだけでも助かる。一般的なメジャーな証明は英語、でなければ、仏語。
- 到底実現できないかもしれないが、日本に住む人間として、この文章は記載してほしい。
- フランスは、何か公文書を発行するとき、他の27のEU諸国の母国語で作成している。
- 「住民票等の公文書を外国語でも発行することについて、調査・検討してください」という表現はどうか。

⑥「住みやすさ3-(2)について」

- 修正なし

⑦「日本人と外国人の相互理解の促進4-(1)(2)について」

- 4-(2)に先述の「多機能な相談窓口の設置」という表現を加えてはどうか。多文化ソーシャルワークのようなことをできるような人がいれば、ワンストップで良い。
- (事務局) コムナーレ9階の国際交流センターにて、相談窓口を設けている。
- 9階にそのような場所があることを外国人市民は知っているか。
- (事務局) 市報に掲載したり、ホームページにて広報しているが、それで十分かは不明。
- 個人的に9階には大変お世話になった。利用者の90%は、時間に余裕のある主婦層と思わ

れる。文化センター的役割。

⑧まとめ

- ・提言書の1-(2)は削除し、その内容を(1)へ含めた表現とする。
また、説明資料にて内容を詳しく記載することとする。
- ・提言書の2、3については、修正なし
- ・提言書の3については、修正なし
- ・提言書の4-(2)に「多機能な相談窓口」というキーワードを入れ、再度文章を校正する。

⑨その他

- ・提言書の上から2行目「外国人も働きやすいコミュニケーション豊かなまちづくりに向けた提言」という記載部分だが、「働きやすい」かどうかは、入管法等、国の政策とも関連があるため、さいたま市の外国人市民委員会からの提言としては、「暮らしやすい」という文言へ修正した方がよい。
- ・さいたま市議会においても、平成26年12月に、ヘイトスピーチに対する法規制を求める意見書を全会一致で可決し、差別は許さないという強い姿勢を内外に示しているので、提言タイトルに続く3行のリード文に、「差別を許さない」もしくは「あらゆる差別をなくす」という文章を入れた方がよい。
- ・この提言の内容の具体的な対応について
→(事務局) これまでの懇話会の位置づけは、外国人の方からご意見をお聞きする集まりでしたが、市民委員会は、条例で位置づけられた正式な市の機関の一部のため、今回ただ提案は、法的拘束力はありませんが、市としては評価や取組をしっかりと実施していくこととなります。

(イ) 第4期さいたま市外国人市民懇話会提言への対応について

①「1. さいたま市の情報の整理、発信・提供について」

- ・以前よりさいたま市ホームページは見やすくなっていると思う。
- ・アメリカに滞在するための保険選びにおいて、あるWEBサイトにおいてオンラインで10分くらいチャットをしたら、即座に不安が全て解消したことがあった。このようなホームページとSNSが融合したサービスは素晴らしいと感じた。
- ・さいたま市はFacebookがあるか。
→(事務局) あります。
- ・国に応じてSNSの種類は選んだ方がよい。様々なSNSの種類があるが、日本ならLINEだと思ふ。
- ・見ている人がメッセージを残せる媒体はあるか。

→ (事務局) ホームページから意見を市へ求めることはできる。市のフェイスブックは、イベント等の発信を中心に行っている。

- ・ 情報発信等の分野においては、すでにある一定水準が確立していることが分かった。

② 「2.さいたま市の良さや、市の事業などのPRについて」の「(2) 市が行っている外国人も利用できる事業について、外国人同士が集まって情報交換ができる場所と機会の充実を図る」への対応方策として「JR浦和駅東口駅前複合公共施設コーナー9階に設置する国際化推進の活動拠点国際交流センターにおいて、外国人同士が集まって情報交換ができる場所として国際交流サロンを開設」とあり、達成度は「B」となっているが、「A」の評価でも良いと思う。国際交流センターには、仕事を探す等の機能はないが、さいたま暮らしの情報誌「ぷらら」は大変役に立ったことに加え、日本に来て間もないころ、大変お世話になった場所のため。

③ 「3. 日本の文化 (ルール、マナー、習慣) の理解・PRについて」の(1)において、国際交流センターで作成しているさいたま暮らしの情報誌『ぷらら』については、自分が目を向ければ、どこの区役所でも配備してあり、必ず手に入ったので、達成度は「A」でも良いと思う。

第4期活動報告・意見の総括(外国人も住み良いまちづくりに向けた意見)進捗状況

※達成度は、A(充実)＞B(実施)＞C(一部実施)＞D(変化なし)

まちづくりに向けた意見	対応方策	達成度	各委員からのコメント
1. さいたま市からの情報の整理、発信・提供について			
(1) 市ホームページについて、外国人向けの情報の整理と、内容の充実を図りながら、更なる周知を図る。	①市ホームページ「外国人の方へ」で、市が作成している多言語情報等を掲載 (例)ごみの出し方マニュアル、子育て応援ブック、マイナンバー関連情報、日本語教室情報 ②現在『在住外国人向け生活便利帳』を改訂作成中であり、HPへの掲載準備中	B	①以前よりホームページが見やすくなった。 ②さいたま市はメルマガや Facebook等を導入しているが、今は Lineが良いのではないかと。 ③市民はホームページ上で市役所に対し発信もでき、Facebookでは市からイベント等の情報発信をしているため、この分野においては一定水準が確立していると思う。
(2) 市ホームページの他に、SNSなどの電子媒体を活用するなど、外国人が情報を手に入れやすいように、情報発信・提供の手段を検討する。	①現状では、主に市ホームページを活用することで、外国人の方へ情報発信・提供をしているので、今後は広報課と連携してすでに導入しているSNSを利用しての情報発信を検討する。	D	
2. さいたま市の良さや、市の事業などのPRについて			
(1) さいたま市には、魅力がある便利な施設や場所があるので、外国人が利用しやすくなるよう、色々な形での情報提供を検討する。	①『外国語版さいたま市ガイドマップ』を改訂作成中、各区区民課にて配布予定 ②市ホームページの自動翻訳の精度を上げ、さいたま市の情報を発信 ③駅前設置している『さいたま市内半日観光ルート』の看板にQRコードを付け多言語での情報提供 ④『おいでよさいたま』という冊子を多言語にて作成し、市内各所で配布 ⑤市内3か所の観光案内所での情報提供(大宮駅、さいたま新都心駅、浦和駅) ⑥案内板多言語化の推進	B	①国際交流センターでは、仕事を探す機能は無いが、日本に来て間もない外国人にとっては、文化センター的役割があり、大変活用したので、達成度は「A」でも良いと思う。 ②国際交流サロンは、まだ活用できていない人もいるので、さらなる周知に努めてください。
(2) 市が行っている外国人も利用できる事業について、外国人同士が集まって情報交換ができる場所と機会の充実を図る。	①JR浦和駅東口駅前複合公共施設“コムナール(COMUNALE)”9階に設置する国際化推進の活動拠点国際交流センターにおいて、外国人同士が集まって情報交換ができる場所として国際交流サロンを開設	B	
3. 日本の文化(ルール、マナー、習慣)の理解・PRについて			
(1) 互いの文化を相互に理解し、日本での生活に必要なルールやマナーの対応について、必要に応じて外国人が学ぶ機会の検討。	①上記にも記載したが、さいたま市HPに『ごみの出し方マニュアル』等を掲載し、いつでも外国人が閲覧し学べる環境を提供 ②国際交流センターにて実施している『にほんごのへや』にて日本語の勉強を通じた生活習慣を学ぶ機会の提供 ③国際交流センターで作成しているさいたま暮らしの情報誌『ふらら』にて、日本での生活に必要なルールやマナーの対応について多言語情報を作成し、公共施設にて配布する他、国際交流センターHPでも多言語で情報発信している。	B	①国際交流センターで作成しているさいたま暮らしの情報誌『ふらら』は、センターに行くことができなくても、区役所では必ず手に入ったので、達成度は「A」でも良いと思う。
(2) 市や地域が連携して、同じ地域の外国人や日本人を通じた、地域の情報を伝える仕組み作り。	①自治会に加入すれば、自治会回覧版等を通じ、同じ地域の情報が得られる仕組みが確立しているので、自治会に加入してもらえよう、多言語化されたリーフレットを作成し、各区役所コミュニティ課にて配布。今後HPでもリーフレット内容を掲載する等、一層外国人市民が情報を得やすいように働きかけていく。 ②併せて国際交流センターにて発行しているさいたま暮らしの情報誌『ふらら』でも自治会加入を取り上げ、多言語情報を作成し、公共施設にて配布する他、国際交流センターHPでも多言語で情報発信している。	B	

第1期さいたま市外国人市民委員会

外国人も暮らしやすいコミュニケーション豊かなまちづくりに向けた提言

私たち、第1期さいたま市外国人市民委員会は、さいたま市と市民、関係機関や団体などが連携を図り、外国人も暮らしやすいように、あらゆる差別をなくし、コミュニケーション豊かなまちづくりが進められるよう、次のように提言します。

1. 働きやすさについて

- (1) 外国人を雇用する企業に、外国人の採用時、就労に必要なオリエンテーションや採用時の契約に係る説明をしっかりと行うよう、働きかけてください。

2. 外国人家族に対する日本語と教育の支援について

- (1) 日本語の学習だけでなく、相互理解につながる日本語を学ぶ場の提供を、継続してください。
- (2) 子どもたちが、日本語だけでなく、学校の勉強も学べる場を充実してください。

3. 住みやすさについて

- (1) 住民票等の公文書を外国語でも発行してください。
- (2) 自然災害や環境汚染など、健康や生活に影響のある情報を継続的に発信してください。

4. 日本人と外国人の相互理解の促進について

- (1) さいたま市に住んでいる外国人の考えを、外国人により情報発信する機会と交流の場を検討してください。
- (2) 多機能な相談窓口を設置して、生活や学習などの社会資源を、分かりやすくまとめた情報を提供してください。

第1期さいたま市外国人市民委員会

「外国人も暮らしやすいコミュニケーション豊かなまちづくりに向けた提言」 説明資料

1. 働きやすさについて

- (1) 外国人は就職に不安が大きいため、外国人を雇用する企業は、外国人に労働におけるルールやハラスメントの他、税金や社会保険などのオリエンテーションを実施するとともに、雇用条件等について契約書を渡すことが効果的と考えます。

2. 外国人家族に対する日本語と教育の支援について

- (1) 公共施設などで実施している日本語教室は、日本語の勉強だけでなく、日本の文化・習慣や相互理解、家族や子どもが地域住民とコミュニケーションを図れることにもつながるため、今後も継続してほしい。
- (2) 外国人の子どもたちは、生活の中で日本語を話すことは出来るようになるが、授業についていくには、現在の支援体制では、学ぶ場と時間が不足している。また、教育支援の方法によっては、グローバル人材の育成も可能であるため、外国人の子どもたちが、学べる場所を充実して欲しい。

3. 住みやすさについて

- (1) 外国人は、母国に書類を提出する時など、行政から発行された書類の内容を証明する場合、翻訳を必要とする場合が多く、非常に手間と時間とお金がかかります。これらのことを解消するため、住民票等の公文書を外国人に外国語で発行して欲しい。
- (2) 大地震、異常気象や環境汚染など、日常生活や財産・生命に長期的な影響を及ぼす情報について、外国語情報が提供されるが、一時的なものも多く、その後の情報が伝わらない場合があるので、日常生活や健康に危険な影響を及ぼす情報を継続的に提供してほしい。

4. 日本人と外国人の相互理解の促進について

- (1) 職場をはじめとする、日本人のコミュニケーションの場に参加することは、地域や職場の一員として生活するための有効な手段です。また、外国人から日本人に情報を発信することも大切であり、相互理解にもつながると思うため、外国人により情報を発信する機会も検討してください。
- (2) 行政情報は、市報により広報を行なっているが、日本語が堪能でないと、分かりにくい。また、日本人と外国人の相互理解は、外国人や自発的なグループからの情報発信も重要であると思うので、行政情報をはじめとする様々な情報や活動を行う団体など、社会資源となる情報をまとめるなど、分かりやすい情報の提供を希望します。
- (3) 外国人は、問題があった時に、どこに相談をすればいいか分からないことが多いため、一つの場所で様々なことを相談できる交通整理をしてくれる相談窓口があると良い。そこで、適切な相談場所を教えてもらえば、問題の解決に繋がると考えます。

第1期外国人市民委員会から提言を市長へ提出(2016.3.22)





さいたま市附属機関等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する機関をいう。
- (2) 協議会等 市民、各種団体の代表者、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市の行政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置する協議会、懇談会、懇話会、研究会等をいう。
- (3) 局長等 さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）第1条に規定する局等の長、区長、消防局、出納室及び水道局の長、教育長、行政委員会の事務局の長並びに議会局長をいう。

(附属機関等の設置)

第3条 附属機関等は、法律により設置が義務付けられているものを除くほか、次の各号に掲げる事項をいずれも満たす場合に限り設置するものとする。

- (1) 市民の意見を反映し、専門的な知識を導入し、又は公正を確保するため市民、関係団体、専門的知識を有する者等からの意見を必要とすること。
 - (2) 設置目的及び所掌事務が、既存の附属機関等と重複しないこと。
- 2 附属機関等の所掌事務が臨時的なものである場合は、当該附属機関等の設置期間を設けるものとする。
- 3 附属機関等の所掌事務については、できる限り広範囲なものとするとともに、必要に応じ部会又は分科会等の下部組織を設置することにより、効率的な運営を図ること。
- 4 協議会等については、次に掲げる事項に留意し、附属機関との差異を明らかにすること。
- (1) 審議会、審査会、調査会等附属機関と紛らわしい名称を用いないこと。
 - (2) 「審議する」、「答申する」等附属機関と紛らわしい所掌事務を付与しないこと。
 - (3) 協議会等の意見及び構成員から聴取した意見については、答申、建議、意見書等附属機関の審議結果と受け取られるような呼称を付さないこ

と。

(附属機関等の委員の選任等)

第4条 附属機関等の委員は、当該附属機関等の設置の趣旨及び目的を踏まえ、次に掲げる基準に従って選任するものとする。

- (1) 附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。
 - (2) 一の附属機関等における委員の数は、20人以内とすること。
 - (3) 広く市民の市政への参加を促すため、委員の一部を公募により選任すること。
 - (4) さいたま市審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱(平成17年12月5日制定)に基づき、男女の均衡を図るために、女性委員の積極的な登用に努めること。
 - (5) 再任する委員の通算の在任期間は、6年以内とすること。
 - (6) 同一人を3を超える附属機関等の委員に重複して選任しないこと。
 - (7) 市議会議員及び市職員は、委員に選任しないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのある場合その他特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(附属機関等の見直し)

第5条 既に設置されている附属機関等で、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの
- (4) 他の行政手段等で対応可能なもの
- (5) 設置目的、所掌事務及び構成員が他の附属機関等と類似又は重複しているもの

(附属機関等の設置等の合議)

第6条 附属機関の設置、統廃合及び委員の選任については総務課長及び職員課長に、協議会等の設置、統廃合及び委員の選任については総務課長に、事前に合議するものとする。

- 2 前項の規定により総務課長に合議するときは、さいたま市審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱第5条第1項ただし書に該当する場合を除き、同条第2項の通知書を添付するものとする。

(会議の公開)

第7条 市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で透明な開かれた市政を推進するため、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号)第23条の規定に基づき、附属機関等の会議を公開するものとする。なお、公開に当たっては、さいたま市附属機関等の会議の公開に関す

る要綱（平成22年8月26日制定）によるものとする。

（総務局長への報告）

第8条 局長等は、附属機関等を設置したときは、附属機関等管理台帳（様式第1号）及び附属機関等委員等名簿（様式第2号）により、速やかに総務局長へ報告するものとする。

2 局長等は、前項の規定による報告の内容に変更が生じたとき又は附属機関等を設置しなくなったときは、速やかに総務局長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(2) 第1期委員名簿

(敬称略)

氏名	氏名	国籍	備考
翟 (サイ)	貴生 (キセイ)	中国	
鄭 (チョン)	淑喜 (スキ)	韓国	
ドバシ	オーロラ	フィリピン	
ベイリー	ディヴィッド	ニュージーランド	
メゲラビ	フェイサル	フランス	
エトリス ヴァツィンガ	アドリアナ	南アフリカ	
金 (キム)	静寅(ジョンイン)	朝鮮	
金 (キム)	英花 (ヨンファ)	韓国	平成27.6.26 辞退
メルビー	ベスーン	アメリカ	
李 (リ)	葉箋 (ヨウセン)	中国	平成26.11.17 辞退

以上10名

※第1期委員の任期…平成26年7月29日から平成28年7月28日まで